

# 被災車両に関する 自動車メーカー等の取組み

## 主な取り組み

被災車両は通常の適正処理が行えないケースが想定されたことから、経済産業省、環境省、日本自動車工業会、日本自動車輸入組合、自動車リサイクル促進センター、ART・THチーム、自再協は、2011年3月に「震災に伴う使用済自動車処理に関わる連絡会」を設置し対応方策の検討を行った。その結果、被災車両の安全・円滑・適正な処理を推進するために、自動車製造業者等に引き渡す際のエアバッグ類について以下を決定した。

1. 被災車両エアバッグ類の引取基準の緩和（モジュール状態での引渡し）
2. 被災車両エアバッグ類の専用処理ルート追加（モジュールの分解施設設置）

### 【周知活動】

- a. 災害救助法適用地域の事業者（約1,100社）に対し、「引取基準緩和」の案内実施。
- b. 日本ELVリサイクル機構および東日本自動車解体処理協同組合に対し、加盟各社への「引取基準の緩和」展開を要請。
- c. 定期的なFAX・郵送・HP掲載などによる周知活動を継続し、被災車両の処理促進を実施。

※ 2014年度は地域を限定し引取基準の緩和を継続中（継続地域：宮城県、福島県）

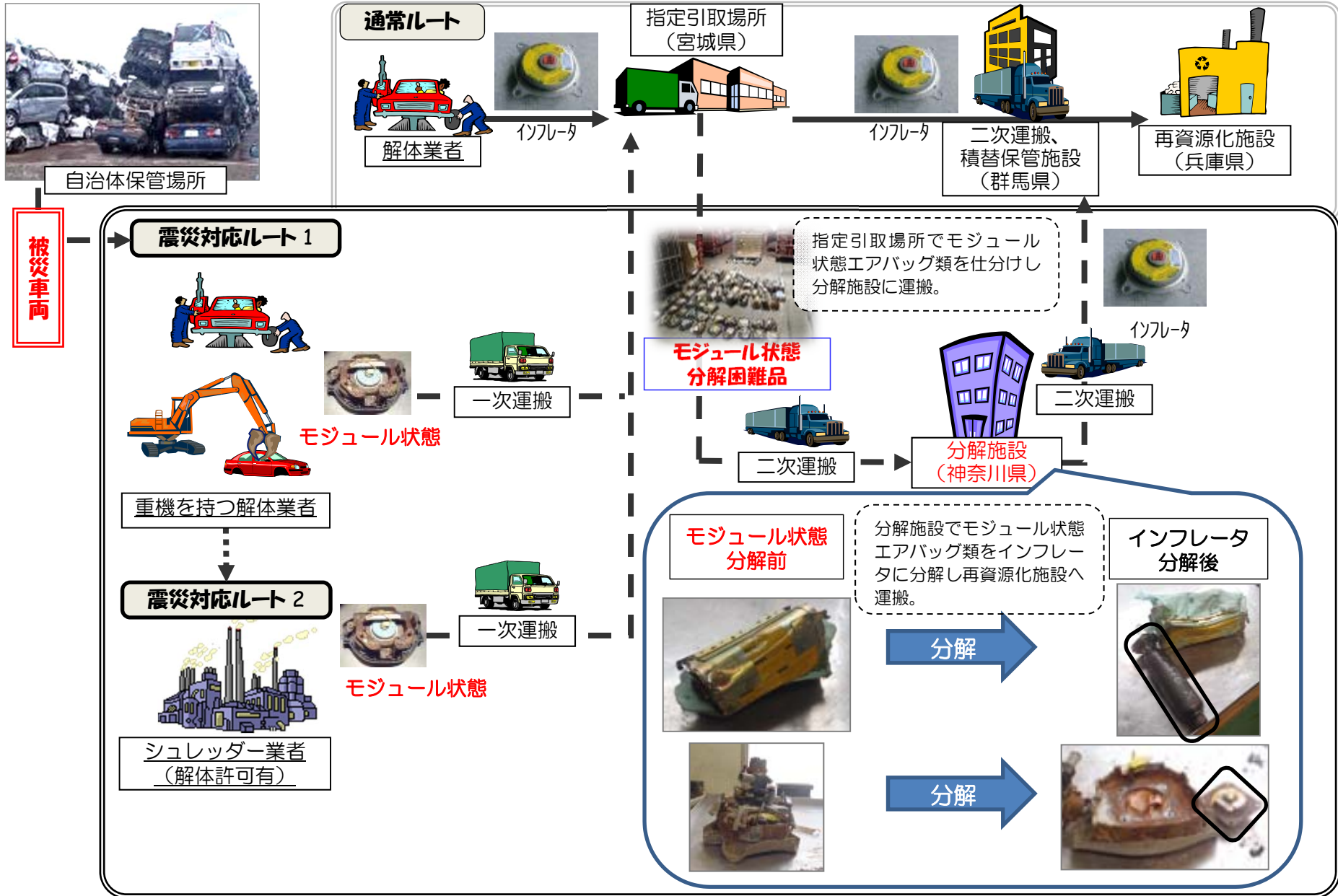
### 【費用負担】

- a. インフレーターへの分解費用、分解施設までの運搬費用等は、自動車製造業者等（国内メーカー12社＋輸入組合）で負担。

### 【処理促進】

- a. 引取基準緩和措置の実施状況確認、地域における被災車両処理の促進フォローを行うため被災自治体、関連事業者、指定引取場所等を延べ31回訪問。処理状況の現地確認・ヒアリング調査を行い、被災車両の処理実情に合わせた対応を実施、継続中。

# 被災車両のエアバッグ類の専用処理フロー図



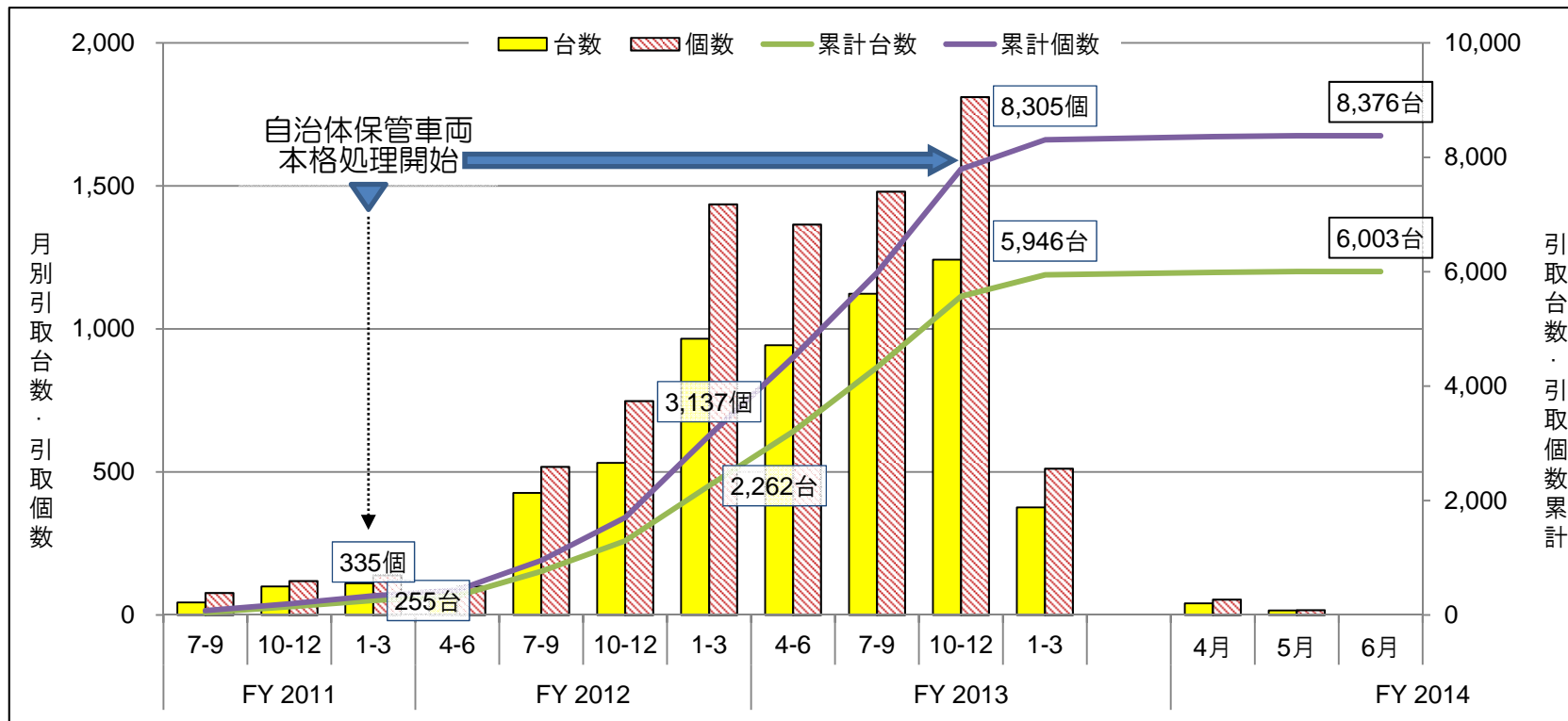
## 運用開始後の追加対応

- 長期化に伴いさび・腐食等による分解困難品が増加。  
⇒ 解体業者での安全確保および業務負荷軽減の促進のため、事業者へ直接、または自治体を通じ「引取基準緩和」措置の再周知と速やかな引渡しを要請。
- モジュール状態での集荷により、回収ケースが不足。  
⇒ 指定引取場所～分解施設～再資源化施設への輸送形態の変更により回収ケースの回転効率を高めるとともに、他地域からの調達と追加製作することで対応。
- 旧警戒区域の車両の処理開始に対する準備。  
⇒ 放射線量計にて逐次測定することで対応。



## モジュール状態エアバッグ類の引取実績

- 2011年7月： 指定引取場所にてモジュール状態エアバッグ類の引き取りを開始。  
（対象エリア） 岩手県・宮城県・福島県・青森県・茨城県・栃木県・千葉県
- 2013年4月： 対象エリアの変更。（対象エリア） 宮城県・福島県
- 2013年12月： 旧警戒区域の車両のモジュール状態エアバッグ類の引き取りを開始
- 2014年6月末現在： **8,376個（6,003台分）**のモジュール状態エアバッグ類を引き取り済。



番号不明被災自動車の減少、および解体業者におけるインフレータ状態までの分解努力により、モジュール状態のエアバッグ類の発生は2013年11月以降減少傾向にあり、収束に向かっている。

## 今後の対応方針

- 国・自治体・関係事業者等との連携により、被災車両からのエアバッグ類処理は予定通り進捗。
- 2014年6月末時点での残存台数（ヒアリング等）：59台（宮城県）
- 上記状況から、現在実施中の引取基準緩和措置は2014年9月をもって終了する予定。  
ただし、措置終了後であっても、今後、旧避難指示区域等に残存する被災車両から発生のエアバッグ類については柔軟に対応。

### 被災車両の保管状況

	女川町保管場所 (宮城県)	南相馬市保管場所 (福島県)
2014年 6月 (現在)  	 <p>残保管台数: 59台 搬出完了: 2014年7月</p>	みちのく鹿島球場  <p>残保管台数: 0台 搬出完了: 2014年3月</p>
2012年 1月		